

平成 26 年 3 月 25 日

買ったたきなどの消費税転嫁拒否はどこまで禁止されるか —消費税転嫁対策特別措置法上の留意点—

のぞみ総合法律事務所
弁護士 大東泰雄

1 消費税転嫁対策特別措置法の概要

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率引上げを前に、平成 25 年 10 月 1 日、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率引上げに伴う様々な問題を解消するため、以下の 4 つの対策（特別措置）を講じる法律である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 消費税の転嫁拒否等の行為の禁止
(減額・買ったたき等の禁止)② 消費税の転嫁を阻害する表示の禁止
(「消費税還元セール」等の表示の禁止)③ 価格の表示に関する特別措置
(外税表記の容認)④ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置
(転嫁カルテル・表示カルテルの容認) |
|--|

これら 4 つの特別措置はそれぞれ興味深いものの、本稿では、実務上もっとも悩ましいと思われる消費税の転嫁拒否等の行為（上記①）のうち「買ったたき」を中心に、実務上の留意点を検討したい。

2 買ったたきに関する消費税転嫁対策特別措置法上の基本的な考え方

- (1) 消費税転嫁対策特別措置法 3 条は、特定事業者（買手）が、特定供給事業者（売手）に対し、消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買ったたき、商品購入・役務利用又は利益提供の要請、本体価格での交渉拒否、報告行為）を行うこと

を禁止している。

そして、消費税の転嫁拒否等の行為の具体的内容については、公正取引委員会（以下「公取委」という。）が、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法，独占禁止法及び下請法上の考え方」¹（以下「公取委ガイドライン」という。）を公表している。

- (2) 買ったときは、「商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務と同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより，特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと」をいう（消費税転嫁対策特別措置法 3 条 1 号）。

ここで注意を要するのは，下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の買ったときにおいては、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」（下請法 4 条 1 項 5 号。下線は筆者による。）とされているのに対し，消費税転嫁対策特別措置法の買ったときは，「通常支払われる対価に比し低く定める」（消費税転嫁対策特別措置法 3 条 1 号）とされており，「著しく」及び「不当に」という文言が抜けていることである。

すなわち，消費税転嫁対策特別措置法においては，通常支払われる対価より僅かに低い金額を定める場合であっても，後述する合理的な理由のない限り買ったときに当たるのであり，下請法における買ったときよりも格段に厳しい規制であるといえる。

- (3) 「通常支払われる対価」とは，「通常は，特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額をいう。」（公取委ガイドライン第 1 部第 1 の 3(2)）とされている。

したがって，例えば，平成 26 年 3 月末まで税込 105 円で購入していた商品については，消費税率引上げ分を上乗せした税込 108 円が「通常支払われる対価」であるということになる。

そして，前述のとおり，対価の額を「通常支払われる対価に比し低く」定めれば買ったときに該当するため，税込 105 円はもちろん，106 円や 107 円とする場合であっても，合理的な理由がない限り買ったときに該当することになる。

¹ http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/hourei_tenkataisaku/GL.html

- (4) このように、消費税転嫁対策特別措置法の買ったたき規制は、買手側にとって相当に厳しいものであると考える必要がある。

実際、公取委及び中小企業庁の発表によれば、平成 26 年 2 月までの消費税転嫁拒否行為に対する指導件数は 853 件であり、そのうち 610 件が買ったたき（減額行為があるものを含む。）であった²。

- (5) 公取委ガイドラインによれば、商品・役務の対価の額を「通常支払われる対価に比し低く」定めても買ったたきに当たらないのは、「合理的な理由」がある場合に限られる。しかも、「合理的な理由」の存在は、特定事業者（買手）において立証しなければならないとされている。

したがって、買手となる企業においては、当局の調査に対して「合理的な理由」を説明できるよう、原材料価格の下落等の客観的事実や、特定供給事業者（売手）との交渉経緯に関するエビデンスを残しておくことが極めて重要になる。

「合理的な理由」がある場合として、公取委ガイドラインが列挙するのは、以下の場合である。

- ア 原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合
- イ 特定事業者からの大量発注、特定事業者と特定供給事業者による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合
- ウ 消費税転嫁対策特別措置法の施行日前から、既に当事者間の自由な価格交渉の結果、原材料の市価を客観的に反映させる方式で対価を定めている場合

上記ウのフォーミュラ方式はやや特殊として、上記ア及びイには、以下の共通の要素を見いだすことができる。

- ① 特定供給事業者（売手）のコストが客観的に削減されていること（客観的事実の存在）

² 公取委「消費税率引上げに向けた消費税転嫁対策の強化について」（平成 26 年 3 月 12 日発表）

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h26/mar/140312houdouhappyou.html>

②「当事者間の自由な価格交渉の結果」であること（交渉過程）

そこで、買ったときに当たるか否かを検討する上では、上記①及び②のそれぞれの観点から検討することが適当であると考えられる。

なお、公取委ガイドラインは、上記ア及びイにいう「自由な価格交渉の結果」の意義について、「当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定供給事業者との十分な協議の上に、当該特定供給事業者が納得して合意しているという趣旨である。」（第1部第1の3(3)（注））としている。

したがって、特定供給事業者（売手）が特定事業者（買手）との関係に配慮してやむなく応じたような場合は、当局の検査の際に、実際は納得して合意したものではない旨が明らかになり、価格設定に「合理的な理由」がないと判断されることになるであろう。

- (6) 「買ったとき」と判断された場合、特定事業者（買手）は当局から指導を受けることになる（消費税転嫁対策特別措置法4条）。指導を行うことのできる当局は、公取委、中小企業庁長官及び主務大臣であり、幅広い省庁が権限を持っている。

当局が行う指導の内容は、①特定供給事業者（売手）に対する被害回復的な措置（減額分を支払うこと、買ったたいた分の額を遡及的に対価に反映させることなど）、②違反行為の再発防止のための研修等の社内体制整備、③今後、転嫁拒否等の行為を繰り返さないことなどがある（公取委ガイドライン第1部第1の7(1)参照）。

さらに、悪質な違反に対しては、公取委が勧告を行い、社名と違反の内容を公表することとされている（消費税転嫁対策特別措置法6条）。

3 公取委等の相談事例等の検討

消費税転嫁対策特別措置法が施行されて既に約5か月が経過し、当局には消費税転嫁拒否等の行為に関する指導事例や相談事例が蓄積しつつあると思われる。

その内容の一部は以下に示されており、実務上参考になる例も多い。

○公取委「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」³（以下「公取委よくある質問」という。）

○消費税価格転嫁等総合相談センター「消費税価格転嫁等総合相談センターの応答事例」⁴（以下「センター応答事例」という。）

³ <http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-FAQ.html>

そこで、以下、公取委よくある質問及びセンター応答事例を題材に、消費税転嫁対策特別措置法における買ったたき等はどこまでを禁止するものなのか、検討していきたい。

(1) 売手との合意書があれば問題ないか

<公取委よくある質問 Q8>

Q 納入価格の引下げ要請は、納入業者との合意書があれば、消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのでしょうか。

A たとえ取引当事者間で書面が交わされていたとしても、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めれば、合理的な理由がない限り、「買ったたき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります。

この場合、納入業者（特定供給事業者）が、今後の取引に与える影響等を懸念して納入価格の引下げ要請を受け入れざるを得ない場合には、合意書を交わしたとしても、合理的な理由があるとはいえません。

物品・役務の買手（特定事業者）としては、買ったたきの疑いを払拭するため、売手（特定供給事業者）から合意書等の書面を取得することが考えられる。

しかし、上記のとおり、公取委は、合意書が存在するというだけでは「合理的な理由」があるとは認められないとの考え方を明確に示している。

したがって、特定事業者においては、合意書の有無にかかわらず、客観的事情（前記①）及び交渉過程（前記②）を説明できるようにしておく必要がある。なお、合意書の存在が、売手も当該価格に納得して合意したものであること、すなわち「当事者間の自由な価格交渉の結果」による価格設定であることを説明する一つの材料として役立つ可能性はある。

(2) ボリュームディスカウントは常に認められるか

<公取委よくある質問 Q10>

Q 「合理的な理由」なく買ったたきを行うことが禁じられていますが、例えば、仕入量を増やせばスケールメリットがあるはずなので、それだけで「合理的な理由」があると認められるという理解でよいのでしょうか。

⁴ <http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/pdf/251212senteroutou.pdf>

A 例えば、仕入量を増やす場合が合理的な理由がある場合として認められるためには、

- (1) 特定供給事業者（売手）にも客観的にコスト削減効果が生じていること
- (2) コスト削減効果を対価に反映させるものであること（コスト削減効果を超えて値下げしていないこと）
- (3) 当事者間の自由な価格交渉の結果であること（十分な協議の上で、売手である特定供給事業者が納得して合意していること）

が必要です。

このため、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合には、単に仕入量を増やすことだけでは「合理的な理由」には該当しませんので、「買ったたき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります。

消費税率引上げに備えたコスト削減策の一環として、特定事業者（買手）側が発注量を増やし、特定供給事業者（売手）からボリュームディスカウントを得ようとするのが考えられる。

しかし、この場合にも、「合理的な理由」を示す事情として、客観的事情（前記①）と交渉過程（前記②）が問われることになる。上記の質問と回答には、そのような公取委の考え方が端的に表れており、回答の(1)及び(2)が客観的事情（前記①）に、(3)が交渉過程（前記②）に対応していることが分かる。

したがって、ボリュームディスカウントを求める際には、いわゆる「どんぶり勘定」での交渉を避け、上記回答における(1)から(3)を満たすよう、慎重な対応を行う必要がある。

もっとも、「合理的な理由」の存在は特定事業者（買手）側で立証する必要があるにもかかわらず、特定供給事業者（売手）におけるコスト削減効果は、売手の企業秘密に触れる側面があるため、買手がそのような情報を得ることは必ずしも容易でないと思われる。そのような場合には、ボリュームディスカウントを求めることを断念せざるを得ない場面も起こり得るであろう。

(3) 「本体価格を値引きしてほしい」と言えば問題ないか

<公取委よくある質問 Q12>

Q 当事者間で既に取り決めた対価を事後的に減じて支払うことは「減額」として禁止されていますが、消費税分の減額であることを明示しなければ消費税転嫁対策特別措置法上の問題にはならないのでしょうか。

A 当事者間で既に取り決めた対価を、合理的な理由なく事後的に減じて支払った場合には、消費税分の減額であることを売手である特定供給事業者にも明示しなくても、「減額」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段）に該当し、違反となります。

なお、これと同様に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合には、消費税分の対価の引下げであることを明示しない場合であっても、合理的な理由がない限り「買ったたき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります。

例えば、平成26年3月31日まで税込み105円で購入していた商品を、同年4月1日以降も105円のまま据え置こうとする場合、特定事業者（買手）が「消費税率引上げ分の3円を値引きしてほしい。」と持ちかければ、消費税の転嫁を拒む減額・買ったたきに当たることは明らかであるが、単に「税込み105円のままお願いします。」と述べたり、「本体価格を3円ほど値引きしてほしい。」と持ちかけたりすることが考えられる。

しかし、上記質問及び回答によれば、このように、消費税分の減額であることを明示しない場合であっても、減額又は買ったたきに該当することになる。

すなわち、消費税転嫁対策特別措置法3条に「特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと」との文言があるからといって、禁止の対象は消費税額分の減額を明示する場合に限られないことに留意が必要である。

(4) 商品の量を減らして購入価格を据え置くことは問題ないか

<公取委よくある質問 Q15>

Q 取引先から、商品の容量について、消費税率引上げ分に相当する量を減らして、これまでと同じ納入価格（税込み）で納品するよう求められていますが、製造ラインを変更するなど多額の費用が発生します。このような場合、消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのでしょうか。

A 納入価格を据え置く代わりに、商品の容量について消費税率引上げ分に相当する量を減らす場合であっても、通常の商品仕様を変更すること

で、製造ラインの変更等のコストが増大する場合には、「買ったとき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となります。

公取委ガイドラインは、買ったときに当たる事例の一つとして、「商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合」を挙げている（第1部第1の3(4)カ）。

上記の例から推察すれば、対価を消費税率引上げ前のまま据え置くために、特定供給事業者（売手）のコストを分析した上で、税率引上げ分のコストに見合うだけ商品の量目を減らすのであれば、買ったときに当たらない「合理的な理由」が認められる可能性がある。

他方、公取委よくある質問 Q15 の事例は、量を減らした商品を製造するために、製造ラインを変更するなどコスト増を要する場合について述べている。

おそらく、多くの製造現場では、「商品の量目を3%減らせば、製造コストも3%減る」という単純な関係は成り立たず、上記 Q15 のような事情が存在するであろうから、商品の量目を減らして対価を据え置く場合には、特定供給事業者（売手）のコストに配慮した慎重な検討が必要である。

(5) 契約書が内税表記の場合、税込価格を据え置いても問題ないか

<センター応答事例 Q4>

Q 取引先との契約書に取引金額は〇〇円（税込）とする内容の記載がある場合、4月以降の取引金額の引上げについて当方から交渉を持ちかけても、取引先から契約書に取引金額は〇〇円（税込）と記載されているのだから、4月以降も取引金額は〇〇円（税込）のまま据え置くと言われるのではないかと懸念している。

A 平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等が行われる取引については、経過措置の適用があるものを除き、新税率8%が適用されます。新税率8%が適用される取引について、平成26年4月以降も税込みの取引金額を据え置くことは、合理的な理由がない限り、「買ったとき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。契約書に〇〇円（税込）と記載されているとの理由で取引金額を据え置くことは合理的な理由とはなりませんので、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

契約書に「〇〇円（税込）」と内税表記がされている場合、特定事業者（買

手)側が、契約書の文言を理由に、平成26年4月1日以降も税込価格は変わらないはずであると主張する可能性がある。

しかし、「〇〇円(税込)」という金額は、契約当時の消費税率を前提として合意されたものにすぎず、通常は、消費税率が8%に引き上げられた場合にも税込価格を据え置くことまで合意したものとは解されない。

したがって、このような行為は買ったときに当たるということになる。

以上

【執筆者略歴】

2001年3月	慶應義塾大学法学部法律学科卒業
2002年10月	弁護士登録(第二東京弁護士会)
2009年4月 ～2012年3月	公正取引委員会事務総局審査局審査専門官(主査)
2012年3月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科経営法務専攻修士課程修了
2012年4月	のぞみ総合法律事務所復帰

<主要取扱分野>

独占禁止法等, 下請法, 消費税転嫁対策特別措置法, 企業法務全般

<所属>

日本経済法学会, 日本国際経済法学会, 競争法フォーラム, 経済法研究会(第二東京弁護士会), 実務競争法研究会等

<著作>

- ◆『Q&A 改正消費税の経過措置と転嫁・価格表示の実務』共著(清文社, 2013)
- ◆『平成21年6月改正対応 建設業者のための独占禁止法入門』共著(清文社, 2009)
- ◆「特別企画 消費税転嫁・表示完全ガイド 転嫁拒否等の行為～具体的にどんな行為が禁止されるか?～」(「税務弘報」2013年11月号)
- ◆「消費税転嫁対策特措法と企業の対応—ガイドライン案を踏まえて—」(「会社法務A2Z」2013年9月号)

ほか多数。

＜講 演＞

- ◆「消費税転嫁対策特別講習会～Q&A から学ぶ実務での対応～」(中小企業庁委託事業；2014.3.7)
- ◆「下請ガイドライン説明会」(中小企業庁委託事業；2014.3.6)
- ◆「消費税率引上げに伴う法的対応実務～消費税転嫁対策特別措置法・優越的地位の濫用・下請法への対応～」((一社)日本経営協会；2014.2.20)
- ◆「下請法と消費税転嫁拒否等の行為のコンプライアンス」(公益財団法人公正取引協会；2014.1.29)
- ◆「消費税転嫁対策特措法と優越的地位の濫用・下請法リスクへの対応実務」(㈱プロネクサス；2013.12.4)

ほか多数。

＜筆者へのお問い合わせ先＞

のぞみ総合法律事務所

URL: www.nozomisogo.gr.jp

住所：〒102-0083 東京都千代田区麹町3-2ヒューリック麹町ビル8階

TEL：03-3265-3851 (代表)

03-3556-6077 (直通)

FAX：03-3265-3860

e-mail: daito@nozomisogo.gr.jp

掲載日：2014年4月14日